

中野智世、前田更子、渡邊千秋、尾崎修治編著

『カトリシズムと生活世界』

——信仰の近代ヨーロッパ史——

福元健之

二〇一六年九月から一〇月にかけて、ポーランドでは、「黒衣の抗議」と呼ばれた運動が盛り上がりを見せた。これは、議会に提出された「ストップ中絶」法案に反対するもので、女性、ならびにそれを支持する人々が立ち上がったのである。ポーランドでは、市民がイニシアティヴをとって立法を議会に進言することが憲法で保障されており、この法案を作成した組織であるオルド・ユリスは、保守的なカトリック団体である。抗議運動の高まりを受けて同法案自体は廃案となったが、四年後の二〇二〇年一〇月、憲法法廷（裁判所）が中絶に関する現行法の規定が憲法違反であるとの判決を下したことで、胎児に障害などがある場合でも中絶が違法となった。近年のポーランドに対しては、法の支配が揺らいでいることが懸念されるが、そこには、二〇一〇年代後半に政権与党であった「法と公正」が憲法法廷の人事に干渉したことも含まれており、中絶をめぐる憲法解釈の変更は、かつて「中絶禁止」法案を議会内で推進した「法と公正」の戦略と考えられる。

しかし、中絶をめぐる権利は、ポーランドにおいてのみ後退したのではなかった。アメリカ合衆国でも、二〇二二年に連邦最高裁判所が、かの「ロー対ウェイド」裁判での判決を翻して、妊婦が中絶の権利を持つことを否定した。ポピュリズムや社会の分断といった問題がポーランドと合衆国とで共通してみられるが、ここで注意したいのは、後者の場合、その背景の一つにあるのはカトリックではなく、むしろプロテスタントに属する福音派であるという点である。

こうした現代進行中の政治と宗教とが絡まり合った問題は、「世俗化」や「近代化」といった枠組で歴史を理解する姿勢の問い直しを迫っているように感じられる。ただし、中絶の問題からすれば、宗教は保守的なイデオロギー的基盤を提供しているともみえるが、同時に問われなければならないのは、それでもなぜなお宗教に大きな求心力があるのか、であろう。そしてその際には、一度「保守」「後進」などの価値判断からも身を離さなければならぬ。「あるときは逆境を生き抜く命綱となる一方で、あるときは生涯を縛り付ける鉄鎖ともなる」「宗教の力」（序、八頁）^③を歴史的に理解することの意義は、このようにして成立するように評者には考えられる。

本書は、編者の一人である中野智世が研究代表者を務めた共同研究の成果であり、あとがきによれば、二〇一六年に刊行された『近代ヨーロッパとキリスト教——カトリシズムの社会史』（勁草書房）の「続編、あるいは姉妹版」（三〇七頁）をなしている。すでに歴史学のみならず、宗教学の立場からも書評が公表されており、広く注目を集めていることが伺える。宗教学者の田中浩喜

によれば、「本書は「宗教は衰退している／していない」という水かけ論に陥ることなく、近代化に伴う「宗教」自体の「変容と持続」を別様に捉え、世俗と宗教の二分法を問い直すための素材を提供してくれている」^④。このような評価も、先述したような、問い直しの要請に本書が応じるものであることを明確に示している^⑤。

本書の目的は明確で、序論では、「人々が近代という激変の時代を宗教とともにどう生きたか、宗教的な縛りとつながりの中で生きる人々の姿に目をこらすことで、近代社会において宗教が持つ意味を探りたい」(三頁)、と設定されている。タイトルにもあるように、本書の焦点は、「生活世界」の中で宗教の果たす役割や、信仰行為を通して発揮される人々の主体性にある。

本論は、ほぼ時代順に並ぶ全一〇章から構成されており、内容は多岐にわたる。各章の題目と執筆者は、以下の通りである。

序 (中野智世)

第一章 「もう一つの母性愛——アイルランドにおけるカトリックの里親たち」(勝田俊輔)

第二章 「B・ガール」の苦悩——一九世紀ハンガリーの離婚と(再)改宗」(渡邊昭子)

第三章 「近代を生きたる修道女たち——ドイツの慈善修道会施設に見る信仰・労働・生活」(中野智世)

第四章 「女性平信徒と公共圏——スペイン・カンブリア地方におけるアクシオン・カトリック婦人部の活動を例に

(一九二一—一九三六)」(渡邊千秋)

第五章 「生殖と信仰——両大戦間期フランスのカトリシズムにおける避妊をめぐる議論」(長井伸仁)

第六章 「カトリック女性教員とライシテ——フランス政教関係の社会史」(前田更子)

第七章 「独ソ戦に従軍した司祭ベラウの日常」(尾崎修二)

第八章 「家族と国家——戦後西ドイツの児童手当導入にみるカトリシズムの論理」(岩部彰)

第九章 「『夫婦の愛、神への道』——二〇世紀フランス・カトリック世界における「カッブル」」(寺戸淳子)

第一〇章 「われらを試みに引き給わされ、われらを悪より救い給え——カトリック教会における聖職者による児童性虐待をめぐる考察」(村上信一郎)

章題を一望しただけでも、母性愛、離婚、修道会、公共圏、生殖、政教分離、戦争、福祉政策、夫婦愛、セクシュアリティといった、近現代史のなかでも重要なテーマをそれぞれの執筆者が論じていることがわかる。以下では、各章の概要を評者なりに整理したうえで、全体的な論点に関して若干を論じてみたい。

第一章では、ダブリン市の捨て子養育院に焦点が当てられる。母性愛に関する既存の議論が、自ら出産する女性にはかり関心を払ってきた一方で、引き取った子どもを世話する里親女性の母性について考察した。一八世紀までは、養育院に運ばれる子どもに酒類・薬物が与えられ、養育院内でも十分な医療を与えないまま放置するなど、悲惨な状態が確認できたが、一九世紀には改善され、里親も施設の子どもへの愛情を示した。しかし、カ

トリックが多かった里親に対して、プロテスタントであった養育院の運営者から向けられた適格性への疑念が高まり、里親と里子が引き離されることが起こった。そして、その事態に対して拒否反応を示した里親には、母性と呼べるものを見出すことができる。こうした考察を踏まえて、筆者は、母性愛を本質主義的に捉える観点のみならず、状況のなかで理解する「相対主義的な観点からの解釈も必要」(三二頁)と問題提起した。

第二章の舞台は、一九世紀末のハンガリーに移る。渡邊昭子を取り上げたのは、B・ガールという男性で、彼は、一八八四年にローマ・カトリックの女性と結婚したが、その後カルヴァン派に改宗し、世俗の裁判所で離婚をしたうえで別の女性と再婚した。しかし、ガールは再婚した妻と別居し、世俗の裁判所で再び離婚の手続きを開始すると同時に、今度はカトリックへの再改宗を地域の大神父に嘆願した。ガールの嘆願書は、宗教的な言語を駆使しつつ、カルヴァン派に改宗しても自身にとって本当の信仰はカトリックにあったということを主張するものであったが、カトリック教会側からそれが受け入れられたかどうかは確たることはわからない。慎重な分析を通してガールの思惑の所在を浮かび上がらせつつ、筆者の渡邊は、国家が出生、結婚、死亡を管理するようになった時代においても、教会のプレゼンスが残されていたことを明らかにした。

続く第三章は、近代ドイツにおける修道女を主題とする中野による論稿である。一般的なイメージとは裏腹に、じつは、ドイツにおける修道女の人数は、一九四一年にピークを迎えるまで一九世紀後半から増加した。ただし、その際には中世以来の修道会で

あるオルデンではなく、新しいタイブのコングレガツィオンが多く、女性を引き付けたことを見逃すことはできない。俗世間から距離を取る前者とは異なり、後者は、救済や看護、教育といった社会活動に従事した。中野は、慈善修道会施設シェンブルンに焦点を当てて、とりわけ農村の女性たちに社会的上昇の機会を提供し、独身でも尊敬を集めることができたことが、修道女として生きる選択の背景にあったことを論じた。本章では、一個人に焦点を当てた前章よりも、もっと広い範囲での近代世界の中で持続した宗教の求心性が再評価されたと同時に、子細な史料の分析によって、修道女間の不協和音にも目が向けられた。

渡邊千秋による第四章は、アクシオン・カトリカ婦人部に所属したスペインの平信徒女性たちを扱った論稿であるが、これも他の章との関連性が高い。アクシオン・カトリカは、いわゆる世俗化へのリアクションとして成立し、その婦人部の目的は、「スペイン女性の宗教的・道徳的・法的・経済的な利益を擁護すること」(二〇〇頁)であった。具体的な事例としては、港湾都市サンタンデルでの婦人部が取り上げられたが、一九三一年憲法で女性の参政権が認められ、女性議員も誕生した一方で、多くの女性性は政治よりも教育や慈善の領域で活動を展開したとされる。

これまでの章とは少し趣が異なるものの、教会内部での避妊をめぐる言説に焦点が当てられることで、新しい問題に目を向けさせてくれるのが第五章である。筆者の長井によれば、生殖をめぐる教会の教義と信徒の日常生活との隔たりの拡大が、「近代のカトリシズムを特徴づける事象のひとつ」(一二三頁)である。広く知られるように、カトリックの教義において、夫婦の目的は子

供を産むことにあり、その意味で避妊は「恥ずべきこと」、あるいは「大罪」に該当した。実際には、そうした教理の一方で、一般信徒の性生活への介入は控えられていたが、戦間期には、避妊に対する教会による批判は強まり、この文脈において、人口問題に対処する国家と教会との同床異夢が成立したのであった。

やや問題の位相は異なるが、そうした状況を念頭に置くことで、第六章の理解も深められるであろう。同章で前田が取り上げるのは、戦間期フランスの公立学校で勤務したカトリックの女性教員である。従来の研究では、共和主義とカトリシズムとの「二つのフランス」のヘゲモニー闘争が論じられてきたが、前田の取りあげた女性教員たちは、そのどちらに属すともいえず、実際には左派の教員組織からの批判も相まって、彼女たちは「三つのフランスのあいだ」に置かれた。前田によれば、指導者としての聖職者をもたず、政教分離（ライシテ）を原則とする公立小学校で仕事を続ける彼女たちには、「自ら模索し獲得するカトリシズムのありようが体現されていた」（二八〇頁）。やや長くなるが、カトリック女性教員の中心的人物であったマリ・シルヴが、語ったとされる言葉を引用しておきたい。「私の場所はライシクな学校にあります。なぜなら、私はライシク以上の者になりたいのです。つまりライシテの本質にまで到達したいのです。そして、私は同時にカトリック以上の者にもなりたいのです。あえてそう言います」（二七〇頁）。

第七章の主人公であるペラウ司祭もまた、そうしたカトリシズムのありようを共有したといえるのかもしれない。もともと、彼は、ナチス・ドイツの従軍司祭として、第二次世界大戦の前線に

近い場所で、兵士に奉仕し、死に向き合うなかで、それを行ったのであった。ドイツの従軍司祭に関する従来の研究では、ナチス・ドイツへの加担をめぐる倫理的な問題にもつばら関心が払われてきたが、尾崎は、ひとまずそこから距離を取ったうえで、刊行されたペラウの日記を読み解きながら、戦場で宗教が果たした役割を論じた。かれらの奉仕対象として想定されたのはドイツ人兵士であり、ナチス当局から侵略先の住民への洗礼は禁止されていたが、ペラウやほかの司祭は、本来その役目を負うわけではない聖具係が「私的に」施すかたちをとって洗礼を与えたり、洗礼式の日付を当局から禁止された日より前にずらしたりすることで、ロシアのキリスト教徒（必ずしもカトリックとは限らない）の要望にも応じたのであった。

第八章は、戦後西ドイツにおけるカトリシズムに基づく福祉政策の論理を追うことによつて、カトリシズムの家族観を体系的に浮き彫りにする論稿である。家族というテーマは、すでに言及した第五章や、このあとで述べる第九章や第一〇章と共通しており、もつとゆるやかにみれば、その他の章とも関連している。戦後の西ドイツで活動したカトリックの政党や団体にとつて、「自然な共同体」である家族の保護に対する責任は国家が負うべき問題であった。しかし、それはナチスが実施した「人口政策」とは明確に区別される「家族政策」でなければならず、かつ一見矛盾するようであるが、家族の自律性を損なうような国家による介入はなされてはならないのであった。そうしたなかで、筆者の芦部は、一九五四年に導入された児童手当をめぐる議論を取りあげ、児童手当が「家族賃金」として理解される文脈や、その制度の担い手

として職能団体が位置づけられたこと、手当が第三子から受給可能とされたことを明らかにした。

先に述べたように、第九章も「家族」に関する論稿であるが、寺戸が近代フランス史の文脈で考察したのは、個人としてではなく、一組の男女を単位とする「カップル」として信仰を追求した人々である。二〇一五年に列聖された「聖マルタン夫妻」のように、カップルとしての聖人も今日では認められるようになっていく。その背景には、二〇世紀後半以降のカトリック教会が、「日常生活を聖人として生きることができ、神を求める場」（二五五頁）と家庭をみなすようになったことがあった。また、寺戸の論稿では、第二次世界大戦によって寡婦になった女性が、「死によって愛が終わったわけではな」（二五八頁）く、むしろ亡くなった夫とのつながりをより強く感じ、寡婦として生きる選択をした女性たちと、彼女たちを指導したアンリ・カファレル神父とに焦点が当てられた。

そして、最後の第一〇章は、現代のカトリック教会の権威を失墜させている児童への性加害問題に焦点が当てられた。意外にもこれまでの章では、教皇の存在は、背景としての言及はともかく、それほど大きく取り上げられていない。同性愛に対する厳しい態度とは裏腹に、聖職者による犯罪行為に教会自らが積極的に対処してこなかった経緯に筆者は鋭く切り込んでいる。第二次ヴァチカン公会議を率いたヨハネ二三世が目指したカトリック教会の「現代化」は、その後のパウロ六世、ヨハネ・パウロ一世、ヨハネ・パウロ二世、ベネディクト一六世の時代に進展することにはなかった。二〇二五年四月に死去した教皇フランシスコは、就任後

に、「性虐待被害者のための祈りと償いの日」を設定したが、村上によれば、それ以降も加害の真相究明は十分なものとはいえなかった。新しい教皇レオ一四世の取り組みに注意したい。

本書を通読しながら、評者が関心を引かれたのは、それぞれの章で取り上げられた信仰者の主体性である。そのことをとりわけ顕著に見出せた事例としては、政教分離体制と信仰とを同時に高めようとしていたカトリック女性教員たち（第六章）、ナチス当局による規制をかいぐりながら、「敵国」の信徒に洗礼を行った司祭たち（第七章）、「死」を愛の終わりとはみなさなかった女性たち（第九章）を挙げられる。評者には、これらに共通するのは意味の領有（アプロプリアション）であり、制度や命令、死が意味するところを読み替え、戦略的に対応しようとした行為であったように思われる。

第二章でみたガーボルのように、その成否が判然とせず、おそらく即時的な成果を生まなかったような主体性ももちろん存在したが、各論稿で示されたのは、思い通りにならない圧倒的な現実を前にしつつも、個々人にはそれと交渉する余地があり、宗教がそうした交渉のための手段を提供するものとして歴史的に機能したことである。宗教に通暁し、信仰を深めることは、近代世界でも生き方の可能性を広めたとし、そのことはまた、個々人が現実から様々な圧力にさらされていた事実をも逆照射する。ここには、すでに引用した、「あるときは逆境を生き抜く命綱となる一方であるときは生涯を縛り付ける鉄鎖ともなる」「宗教の力」が、確かに克明に浮かび上がつてみえる。そして、これらは「世俗化」や「近代化」という枠組では捉えきれないものである。

評者の専門とするポーランド史でも、近年、宗教の多様な役割を明らかにする研究がなされている。例えば、政治思想史の文脈でカトリシズムを論じたブライアン・ポーター^①は、カトリシズムを領有しようとした国民運動のなかでユダヤ人に対する暴力が正当化された際、カトリック教会の聖職者がそれに対して批判的な姿勢を示したと論じた。また、「無関心」に焦点を当てた近年のナシヨナリズム研究では、カトリック信徒であることによって、ドイツ人にも、またポーランド人にもなれた上シレジアの住民に関して考察されている。とりわけ、ジム・ビョークは、ナシヨナリズムとカトリック神学との緊張関係を解きほぐしながら、国民性を切り替える住民と聖職者の関係を論じた。②彼らの研究はいずれも、「宗教の力」を新しい視点から論じるという点で本書との親和性が高いようにみえる。

他方で、評者の中で疑問として残ったのは、ここでの「宗教の力」が及ぶ範囲、あるいはベクトルの問題である。とりわけそれは、冒頭で述べたような宗教におけるジェンダー規範に関連するものであり、各章では、女性の活動領域としては教育や慈善などが主だったものであったとの記述が多く、通読しながら、女性と出産あるいは家事とを結びつけるジェンダー規範の根強さをあらためて感じさせられた。各章では基本的に信仰を実践する人々に焦点が当てられており、宗教から距離を取る人々の声がどれほど考慮されているのかもあまり明確ではない。

二一世紀の日本人が想定するよりも、本書で主に取り上げられた一九・二〇世紀を生きた人々にとって宗教との関係はより切実であったはずであるが、生き方の多様性自体は進展しており、だ

からこそ教会やカトリック運動従事者は、必死になって求心力の維持に努めたと考えられる。そして、そのなかで、カトリシズムは性的分業をめぐる規範をそれほど変えずに現在に至っているようにみえるが、カトリシズムにとって、ジェンダー規範は本質主義的に変わりようのないものなのだろうか。もしそうではないのだとしたら、歴史の中ではどのような先駆的な性的平等を試みた事例をみつけることができるのか。宗教のなかでジェンダー規範を変容させるのは、本書で扱ったような「名もなき人々」(三〇七頁)が、あくまで局地的に実践することなのか。興味は尽きない。

① 同団体のホームページに掲載された記事には、ポーランド司教会議での生命倫理専門家会議の見解と同団体の考えは一致しているとされ、さらに、中絶を認める「胎児の非人間化」は、ソ連法学の産物と記されている。 <https://ordoiuris.pl/ochrona-zycia/stanowisko-ekspertow-ds-bioetycznych-kep-odzwierciedla-postulaty-obywatelskiej> (最終閲覧日二〇二五年二月二五日)

② 小森田秋夫「ポーランドにおける「法の支配」の危機と欧州連合」

『日本EU学会年報』第三十九号、二〇一九年、四四―七五頁。
③ 本文中で言及される頁数は、特記なき限り、本書の頁数を示す。

④ 田中浩喜「中野智世・前田更子・渡邊千秋・尾崎修治編著『カトリシズムと生活世界——信仰の近代ヨーロッパ史——』『宗教研究』第九八巻第一号、二〇二四年、一一七頁より引用。

⑤ 他に、評者が参照したのは以下の通り。いずれも本書を高く評価しており、歴史学の観点からは、とくに感情史やエゴドキュメントの可能性に関する論及が目を引く。吉野恭一郎「書評 中野智世・前田更

子・渡邊千秋・尾崎修治編著『カトリシズムと生活世界…信仰の近代ヨーロッパ史』（勁草書房、二〇一三年）『上智史學』第六八号、二〇一三年、一五三―一五八頁。照井美優「近代ヨーロッパ社会におけるカトリシズムの理念と実践―中野智世（編著）『カトリシズムと生活世界―信仰の近代ヨーロッパ史』を読む―」『Quadrante: クアドランテ』第二六号、一七五―一八七頁。馬淵彰「中野智世・前田更子・渡邊千秋・尾崎修司編著『カトリシズムと生活世界…信仰の近代ヨーロッパ史』を読んで」『歴史学研究』第一〇四四号、二〇一四年、五四―六〇頁。

⑥ 例えば、谷川稔『十字架と三色旗―近代フランスにおける政教分離』岩波現代文庫、二〇一五年。

⑦ Brian Porter-Sücs, *Faith and Fatherland: Catholicism, Modernity, and Poland* (New York: Oxford University Press, 2011).

⑧ ジム・ビョーク（河合章太訳）「わたしは諸国民の境を取り払った」――第二次世界大戦終結期上シレジアにおける国民の乗り換えとローマ・カトリック教会「マールテン・ヴァン・ヒンダーアハター、ジョン・フォックス（金澤周作、桐生裕子監訳）『ナショナルリズムとナショナル・インディファレンス―近代ヨーロッパにおける無関心・抵抗・受容』ミネルヴァ書房、二〇一三年、二八三―三一一頁。

（A五判 三二四頁 二〇一三年二月
勁草書房 四五〇〇円＋税）
（京都大学人間・環境学研究科准教授）